3　法第七十二条第五号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）とする。

一　外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二　外国法人のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三　専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうち重要な部分をする者

第二十条の二の二第二項中「第二十条の二の十三第二項」を「第二十条の二の十五第二項」に改める。

第二十条の二の七及び第二十条の二の八を次のように改める。

（法第七十二条の十六第二項の支払う負債の利子に準ずるもの）

第二十条の二の七　法第七十二条の十六第二項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　当該事業年度において支払う手形の割引料、法人税法施行令第百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るもの

二　法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において法第七十二条の十九に規定する内国法人（以下この節において「内国法人」という。）の同号に規定する本店等から当該内国法人の同号に規定する国外事業所等に対して当該事業年度において支払う利子（手形の割引料、法人税法施行令第百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。以下この号及び次条第二号において同じ。）に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの又は法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対して当該事業年度において支払う利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの

（法第七十二条の十六第三項の支払を受ける利子に準ずるもの）

第二十条の二の八　法第七十二条の十六第三項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　当該事業年度において支払を受ける手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るもの

二　法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する本店等が当該事業年度において支払を受ける利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの又は同法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の同号に規定する本店等から当該外国法人の恒久的施設が当該事業年度において支払を受ける利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの

第二十条の二の十中「いう」の下に「。次条及び第二十条の二の十二において同じ」を加える。

第二十条の二の二十三第一項中「第七条の三の五」を「第二十条の二の十八」に、「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に改め、同条第三項中「国内の事務所又は事業所」を「恒久的施設」に改め、同条第四項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に、「及び恒久的施設」を加え、同条第五項中「第二十条の二の二十三第二項」を「第二十条の二の二十五第二項」に改め、同条を第二十条の二の二十五とする。

第二十条の二の二十二第一項中「法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所（次条第三項において「国内の事務所又は事業所」という。）」を「恒久的施設」に改め、同条第二項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に改め、「事務所又は事業所」の下に「及び恒久的施設」を加え、同条を第二十条の二の二十四とする。

第二十条の二の二十一第三項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項」に改め、同条を第二十条の二の二十三とする。

第二十条の二の二十を第二十条の二の二十二とし、第二十条の二の十九を第二十条の二の二十一とし、第二十条の二の十八を第二十条の二の二十とする。

第二十条の二の十七第一項中「第二十条の二の十四」を「第二十条の二の十六第一項」に、「第二十条の二の二十一第二項」を「第二十条の二の二十三第二項」に、「第二十条の二の二十五」を「第二十条の二の二十三」に改め、同条を第二十条の二の十九とする。

第二十条の二の十六中「同条の内国法人（第二十条の二の二十三において「内国法人」という。）が法の施行地外に有する第七条の三の五に規定する場所とする」を「我が国が租税条約（法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約をいい、恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限る。以下この条において同じ。）を締結している条約相手国等（租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この条において同じ。）については当該租税条約の条約相手国等内にある当該租税条約に定める恒久的施設に相当するものとし、その他の国又は地域については当該国又は地域にある恒久的施設に相当するものとする」に改め、同条を第二十条の二の十八とする。

第二十条の二の十五の見出し中「第七十二条の十八ただし書」を「第七十二条の十八第二項」に、「本項」を「この項」に改め、同条中「第七十二条の十八ただし書」を「第七十二条の十八第二項」に改め、同条を第二十条の二の十七とする。

第二十条の二の十四の見出し中「内国法人」を「法人」に改め、同条中「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人で、」を削り、「税を課されたもの」を「税を課された内国法人」に、「当該法人」を「当該内国法人」に改め、同条に次の一項を加える。

2　各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

第二十条の二の十四を第二十条の二の十六とする。

第二十条の二の十三第一項中「第七十二条の十八」を「第七十二条の十八第一項第一号」に、「以外の法人」を「以外の内国法人」に、「同条」を「同号」に改め、同条第二項中「第七十二条の十八」を「第七十二条の十八第一項第二号」に、「同条」を「同号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第七十二条の十八第一項第三号の規定によつて外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第百四十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

第二十条の二の十三を第二十条の二の十五とする。

第二十条の二の十二第一項中「第七十二条の十八本文の規定によつて法人」を「第七十二条の十八第一項第一号の規定によつて連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の内国法人」に改め、「（次項に規定する場合を除く。）」を削り、「当該法人」を「当該内国法人」に改め、「同法第百四十四条（租税特別措置法第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに」を削り、同条第二項中「第七十二条の十八本文」を「第七十二条の十八第一項第二号」に改め、「（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。